

# 岡山県住宅確保要配慮者居住支援法人指定等の手続きについて

岡山県土木部都市局住宅課

## 1 指定の申請について

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（以下「法」といいます。）第40条により住宅確保要配慮者居住支援法人（以下「居住支援法人」といいます。）として指定を受けようとする法人は、「住宅確保要配慮者居住支援法人指定申請書」（様式第1号）に次の書類を添付して提出してください。

- (1) 定款及び登記事項証明書
- (2) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録）
- (3) 居住支援法人の指定申請を行うことを決定した総会、理事会又はこれに準じた組織の議事録の写し等申請に係る意思の決定を証する書類
- (4) 法第40条第1号に規定する支援業務の実施に関する計画として次の事項を記載した書類（別記様式第1号）
  - ・ 組織及び運営に関する事項
  - ・ 支援業務の概要に関する事項
- (5) 役員の名及び略歴を記載した書類
- (6) 現に行っている業務の概要を記載した書類（別記様式第2号）
- (7) 誓約書（別記様式第3号）
- (8) 役員名簿（別記様式第4号）
- (9) 申請の日の属する事業年度の前事業年度以前直近3年間の財務諸表及び事業報告書（(2)掲げる書類を除きます。）
- (10) 個人情報保護規程その他これに準ずるもの

## 2 指定に係る変更等について

指定を受けた居住支援法人（以下「指定居住支援法人」といいます。）は、法人の名称、住所又は支援業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、2週間前までに「住宅確保要配慮者居住支援法人名称等変更届出書」（様式第2号）を提出してください。

また、指定申請に係る添付書類（前段に掲げる事項に係るものは除きます。）に変更があったときは、その日から30日以内に「住宅確保要配慮者居住支援法人指定関係書類変更届出書」（様式第3号）を提出してください。

## 3 事業計画等の認可について

指定居住支援法人は、毎事業年度、支援業務に係る事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度開始1月前までに（指定を受けた日の属する事業年度については、指定を受けた後遅滞なく）、「事業計画等認可申請書」（様式第7号）を提出し、知事の認可を受けてください。

また、認可を受けた事業計画等を変更しようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した「事業計画等変更認可申請書」（様式第8号）を提出し、知事の認可を受けてください。

#### 4 事業報告書等について

指定居住支援法人は、毎事業年度、「事業報告書等届出書」（様式第9号）に、支援業務に係る事業報告書及び収支決算書並びに財産目録及び貸借対照表を添付し、当該事業年度経過後3月以内に、知事に提出してください。

#### 5 家賃債務保証業務規程の認可等について

家賃債務保証業務を行う場合は、法第44条の債務保証業務規程を作成し、知事の認可を受けていただく必要がありますので、あらかじめ相談ください。